

西新井警察署速度取締指針

速度取締指針とは

警視庁速度管理指針の考え方にに基づき、重大交通事故を抑止することを目的として、重点的に各種警察活動（速度取締りや警戒活動等）を実施する路線等を警察署単位で明らかにするものです。

警視庁重点路線等における警察活動

警視庁指定重点路線・警察署指定重点路線では、交通事故実態等を踏まえ、重点時間帯における速度取締りを中心とした各種警察活動を実施いたします。

- 速度取締り
- パトカーや白バイ等による赤色灯点灯走行等の警戒活動
- その他交通事故に直結する交通違反の取締り 等

西新井警察署管内の重点路線

No	路線名	種別	規制速度(時速)	区	間	重点時間帯
1	国道4号	☆	60km	竹の塚三丁目交差点	千住新橋上	7-10 13-15
2	環七通り	☆	50km	足立区梅島2-31先交差点	鹿浜橋上	7-10 13-15
3	王子金町江戸川線	☆	30km	西新井一丁目交差点	豊島橋上	7-10 13-15
4	尾竹橋通り	☆	40km	足立区栗原4-24先交差点	西新井橋上	7-10 13-15
5	尾久橋通り	☆	60km	尾久橋上	舎人公園交差点	7-10 13-15
6	旧日光街道	☆	30km	梅田交差点	増田橋交差点	7-10 13-15
7	新荒川堤防線	☆	50km	足立区小台1-27先	足立区宮城1-38先交差点	7-10 13-15
8	新荒川葛西堤防線 (東京川口線含む)	☆	50km (50km)	千住新橋北詰交差点 (江北氷川神社前交差点)	江北氷川神社前交差点 (足立区鹿浜5-10先)	7-10 13-15
9	小台通り	☆	40km	小台橋上	足立区小台2-46先	7-10 13-15
10	鳩ヶ谷街道	☆	40km	入谷七丁目交差点	江北氷川神社前交差点	7-10 13-15
11	環七北通り	○	40km	足立区島根2-30先交差点	足立区鹿浜5-7先交差点	7-10 13-15

- ※ 種別：☆は警視庁重点路線、○は警察署重点路線
- ※ 種別欄☆の路線の指定理由については、警視庁速度管理指針をご参照ください。
- ※ 実際の道路標識等で定められた規制速度を確認し走行してください。
- ※ 重点路線の区間欄については、同路線の警察署境界付近の交差点通称名や付近住所番地で示していますので、厳密な警察署の管轄境界とは異なる場合があります。

署指定の重点路線と指定理由

No	路線名(○)	指定理由
11	環七北通り	沿線には小学校等の学校、公園施設が多く点在し、通学時の小学生児童、高齢者等の歩行者の交通事故を防止するため。

西新井警察署管内におけるゾーン30・小学校周辺地区

ゾーン30

幹線道路等によって区画された生活道路が集積する市街地内の地域において、最高速度30キロ毎時の区域規制や路側帯の設置・拡幅等を始めとする交通安全対策を実施する区域です。

小学校周辺地区

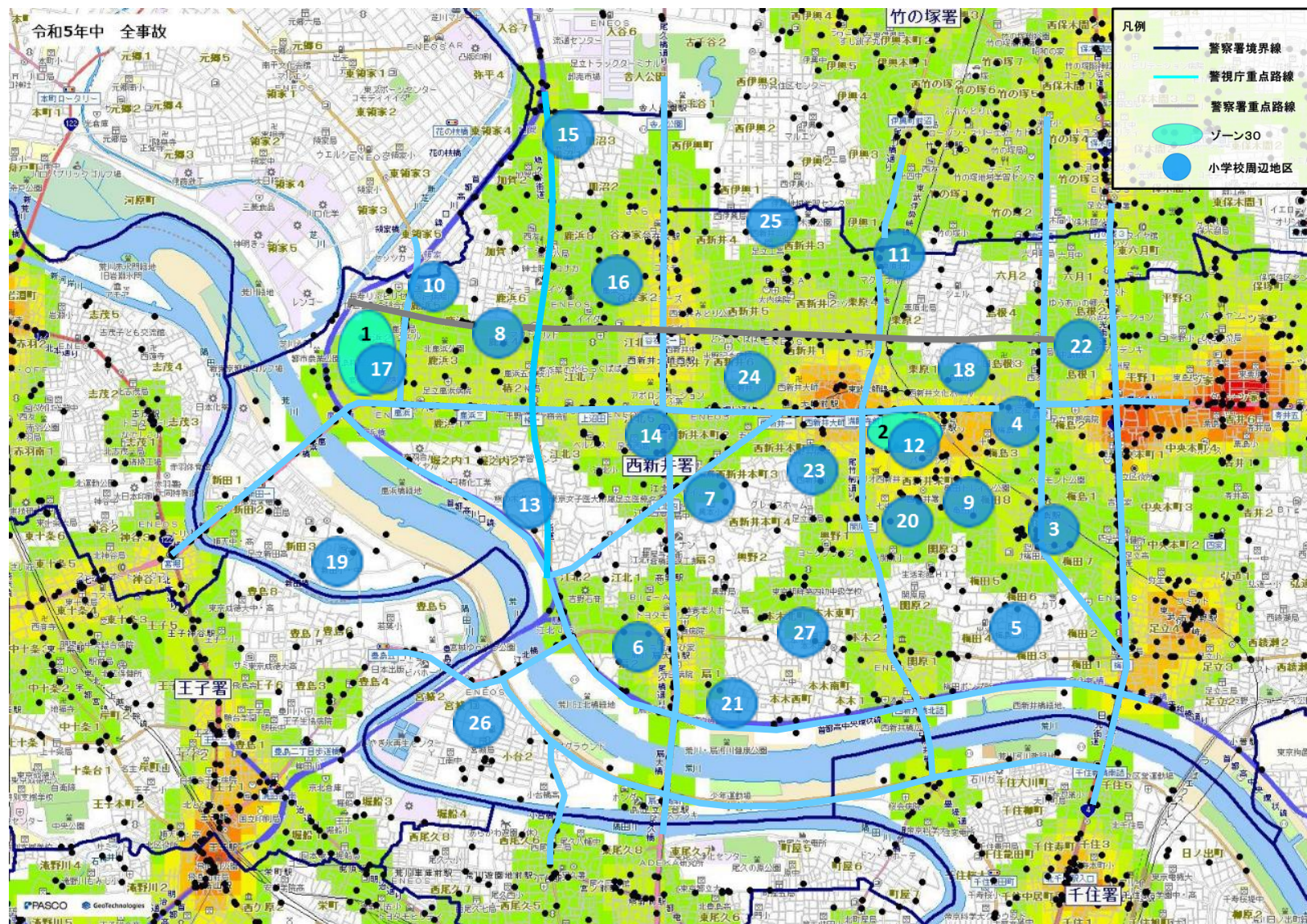
小学校（公立・私立等）の周辺区域を表記しております。朝・夕の登下校時間帯に小学校付近を通行するドライバーの皆様は速度を抑制し、安全運転を徹底してください。

No	対象	地区
1	ゾーン30	足立区鹿浜2丁目周辺
2	ゾーン30	足立区西新井栄町周辺
3	足立区立梅島小学校	足立区梅田7丁目周辺
4	足立区立梅島第一小学校	足立区梅島3丁目周辺
5	足立区立梅島第二小学校	足立区梅田3丁目周辺
6	足立区立扇小学校	足立区扇2丁目周辺
7	足立区立興本扇学園(興本小学校)	足立区扇3丁目周辺
8	足立区立鹿浜五色桜小学校	足立区鹿浜4丁目周辺
9	足立区立亀田小学校	足立区西新井栄町1丁目周辺
10	足立区立北鹿浜小学校	足立区鹿浜5丁目周辺
11	足立区立栗原北小学校	足立区栗原4丁目周辺
12	足立区立栗原小学校	足立区西新井栄町2丁目周辺
13	足立区立江北小学校	足立区江北3丁目周辺
14	足立区立高野小学校	足立区江北5丁目周辺
15	足立区立皿沼小学校	足立区皿沼1丁目周辺
16	足立区立鹿浜第一小学校	足立区谷在家2丁目周辺
17	足立区立鹿浜西小学校	足立区鹿浜2丁目周辺
18	足立区立島根小学校	足立区島根3丁目周辺
19	足立区立新田学園(新田小学校)	足立区新田3丁目周辺
20	足立区立関原小学校	足立区関原3丁目周辺
21	足立区立寺地小学校	足立区扇1丁目周辺
22	足立区立中島根小学校	足立区島根2丁目周辺
23	足立区立西新井小学校	足立区西新井本町4丁目周辺
24	足立区立西新井第一小学校	足立区西新井6丁目周辺
25	足立区立西新井第二小学校	足立区西新井4丁目周辺
26	足立区立宮城小学校	足立区宮城1丁目周辺
27	足立区立本木小学校	足立区本木北町7番周辺

ランダムな速度取締りの実施

指定した路線・時間帯以外においても、ランダムな速度取締り等を実施いたします。
重大交通事故を防止するため、表記された路線・時間帯以外でも常に安全運転を心掛け、速度を抑えて走行してください。

西新井警察署管内の速度取締り重点路線



※地図内の表示されている色については全事故の発生密度 (件／km²)

15～

120～